

令和3年7月26日
農業資材審議会飼料分科会
遺伝子組換え飼料部会

遺伝子組換え飼料等の安全確認において宿主がウイルス等の病原性の外来因子に汚染されていないことを示す記載について

告示※別記第1の3の5に基づく申請書に添付する書類（提出資料）は、次の事項を記載することとする。

1. 宿主が汚染されうる病原性の外来因子
2. 作出過程で汚染防止策がとられている等の説明により、宿主が、宿主及び家畜に対して有害な微生物に汚染されていないこと及び品種として汚染が維持されることがないこと

（※ 組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成 14 年 11 月 26 日付け農林水産省告示第 1780 号））

記載例：宿主がトウモロコシの場合

トウモロコシには、ウイルス（Maize dwarf mosaic virus: MDMV 等）、細菌（*Erwinia stewartii* 等）及び糸状菌（*Stenocarpella maydis*、*Fusarium spp.* 等）の感染による各種病害（モザイク病、萎凋細菌病、赤かび病、茎腐病等）が知られているが、これらの植物病原体が家畜等に感染することは知られていない。

また、前述した植物病原体の *Fusarium spp.* や、植物体を汚染する糸状菌の *Aspergillus flavus* 等により生産されるカビ毒が家畜等へ悪影響を及ぼすことが知られているが、組換え体の作出には、このような汚染がされた宿主を用いることはない。

なお、組換え体の作出においては、培養過程での汚染防止策が確立されており、再生中の植物や幼植物体は無菌的に維持されている。